

# 丹波篠山市環境審議会について

## 1. 環境審議会とは

丹波篠山市の環境の保全と創造に関する事項を調査審議し、意見を述べるため、丹波篠山市環境基本条例に基づき設置される市長の諮問機関です。学識経験者や公募市民など 20 人以内の委員で構成され、市長が委嘱、または任命します。

## 2. 委員の職務等

### (1) 職務

年に数回開催される審議会に出席し、下記 4 及び下記 5 の事項について審議していただきます。

### (2) 任期

2 年（任命の日から令和 7 年 3 月 31 日）

### (3) 報酬

1 回の審議会出席につき、4,000 円



## 3. 会長及び副会長

審議会の会長及び副会長各 1 人は委員の互選により定めていただきます。

(職務)

- ・会長…審議会を代表し、会務を総理する。
- ・副会長…会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

会 長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

4. 審議内容

※環境基本条例第 17 条第 2 項の規定。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関し必要な事項（下記 5）
- (3) その他市長が必要と認める事項

5. 関連条例等で規定される役割

※環境基本条例、環境審議会規則関連除く。

- (1) 旅館建築の同意についての意見答申
- (2) 一般廃棄物処理業許可についての意見答申
- (3) 指定家畜飼養施設設置についての意見答申

(参考)

「(1) 旅館建築の同意についての意見答申」に係る関係条例等

### 丹波篠山市環境保全条例 (抜粋)

(旅館建築の同意)

第19条 旅館業を目的とする建築物で、規則で定める構造及び設備を有しない施設を新築、増築又は改築しようとする者(以下「建築主」という。)はあらかじめ、市長の同意を得なければならない。ただし、良好な生活環境を著しく阻害するおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。

(同意の基準)

第20条 市長は、建築主から前条に規定する同意を求められたときは、丹波篠山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、当該建築場所が次の各号のいずれかに該当する場合は同意しないものとする。ただし、善良な風俗をそこなうことなく、かつ、生活環境上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 住宅地
- (2) 官公署、病院、診療所の付近
- (3) 教育文化施設の付近
- (4) 福祉施設等の付近
- (5) 公園、緑地の付近
- (6) その他市長が不相当と認める場所

### 丹波篠山市環境保全条例施行規則 (抜粋)

(旅館建築の同意申請)

第6条 条例第19条第1項の規定により市長の同意を求めようとするときは、旅館建築同意申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第19条第1項の規定による規則で定める構造及び設備は、次に掲げる事項とする。

- (1) 外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中に自由に入出入りすることができる玄関
- (2) 受付及び応接の用に供する帳場、フロント等の設備
- (3) 宿泊又は休憩のために客室を利用する者が通常利用するもので、帳場、フロント等から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の設備

- (4) 利用者が自由に利用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有するロビー、応接室その他これらに類する設備
- (5) 食堂、レストラン、喫茶室等及びこれらに付随する調理室等の設備
- (6) 清そな内装、照明、装置、装飾品等の内部設備
- (7) 付近住民の良好な居住環境及び教育環境並びに付近の景観を損なわない外観
- (8) 個々の客室の出入口に自動車の車庫又は駐車場が接続せず、又は接近していない構造

3 市長は、前項の申請があったときは、その申請書を受理した日から30日以内に同意の可否を決定するものとする。

## 「(2) 一般廃棄物処理業許可についての意見答申」に係る関係条例等

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

## 丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（抜粋）

（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第7条 法第7条第1項又は法第7条第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処分業の許可申請の事前協議）

第7条の2 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、法第7条第6項による許可の申請を行う前に、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、事業計画事前協議書（様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事前協議に関し必要な事項は、別に定める。

（廃棄物処理計画に対する諮問）

第7条の3 市長は、事業計画事前協議書の提出があつた場合においては、丹波篠山市環境基本条例（平成22年篠山市条例第9号）第17条に規定する丹波篠山市環境審議会に付議し、当該廃棄物処理計画に対する意見を諮問するものとする。

## 「(3) 指定家畜飼養施設設置についての意見答申」に係る関係条例等

## 丹波篠山市環境保全条例（抜粋）

## 第2節 指定家畜飼養施設に関する規制

(指定家畜飼養施設設置の届出)

第29条 規則で定める家畜を飼養する施設（以下「指定家畜飼養施設」という。）を設置しようとする者は、あらかじめ設置届出書その他の書類を市長に提出しなければならない。

2 指定家畜飼養施設は、別表で定める規制距離内に設置（改築を除く。）してはならない。ただし、当該規制距離内の近隣住家及び当該地域を代表する者の同意があるとき、又は市長があらかじめ丹波篠山市環境審議会の意見を聴いた上で生活環境を侵害しないと認めるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の届出書の内容が法令等で定める規制基準のすべてに適合していると認めるときは、当該届出を受理しなければならない。

4 市長は、第1項の届出を受理するにあたっては、生活環境の侵害を防止するために必要な限度において条件を付することができる。

## 別表（第29条関係）

## 規制距離基準

家畜等の種類	頭数・羽数	近隣住家からの距離
牛 (生後12月以下のものの数は実数に0.5を乗じたものとする。)	10頭以上	50メートル未満
	30頭以上	100メートル未満
豚・猪 (生後2月以下のものの数は実数に0.2を乗じたものとする。)	20頭以上	50メートル未満
	30頭以上	100メートル未満
鶏	500羽以上	50メートル未満
	1000羽以上	100メートル未満

(指導及び勧告)

第32条 市長は、指定家畜飼養施設が法令等で定める規制基準に適合していないとき、又は生活環境を著しく侵害しているものと認めるときは、当該家畜飼養施設の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(改善命令等)

第33条 市長は、指定家畜飼養施設の設置者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第29条第1項の規定に基づく届出をしていないで指定家畜飼養施設を設置し、又は設置しようとしているとき。
- (2) 第29条第2項の規定に違反して指定家畜飼養施設を設置し、又は設置しようとしているとき。
- (3) 第30条第1項の規定に基づく届出をしないで指定家畜飼養施設を変更し、又は変更しようとしているとき。
- (4) 第31条第3項の規定に違反して使用を開始したとき。
- (5) 前条の規定による指導又は勧告に従わないとき。

2 市長は、指定家畜飼養施設の設置者が前項各号のいずれかに該当する場合（同項第5号に該当する場合にあっては、前条の規定による指定家畜飼養施設が法令等で定める規制基準に適合していない場合に限る。）において、あらかじめ丹波篠山市環境審議会の意見を聴いた上で生活環境を著しく侵害しているものと認めるときは、その施設に係る公害を発生させる事業の停止又は施設の設置の中止若しくは施設の撤去を命ずることができる。

## 丹波篠山市環境保全条例施行規則（抜粋）

（指定家畜飼養施設等の定義）

第15条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定家畜飼養施設 次条各号に定める家畜及び飼育数を飼養する目的で設置する次に掲げる施設をいう。

ア 畜舎又は家禽舎

イ 家畜排せつ物の処理施設及び保管施設

ウ 飼料貯蔵庫

エ パドック(運動場)

オ 放牧地

カ その他 家畜の飼養に要する施設

(2) 新築 新たに指定家畜飼養施設を設置することをいう。

(3) 改築 既存の指定家畜飼養施設を同種・同規模の範囲内で建て替え、又は改造することをいう。

(4) 増設 既存の指定家畜飼養施設の敷地内(増築を含む。)又は同敷地に接する範囲において新たに指定家畜飼養施設を設置することをいう。

(5) 移転 既存の指定家畜飼養施設を廃止し、従前の施設敷地外において新たに指定家畜飼養施設を設置することをいう。

## ○丹波篠山市環境基本条例

平成 22 年 3 月 26 日

条例第 9 号

改正 平成 31 年 2 月 27 日 条例第 1 号

令和元年 5 月 29 日 条例第 23 号

令和 4 年 2 月 2 日 条例第 4 号

## 目次

## 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 基本方針（第 7 条—第 14 条）

第 3 章 環境基本計画（第 15 条・第 16 条）

第 4 章 環境審議会（第 17 条）

## 附則

私たちのまち丹波篠山は、多紀連山など山々に囲まれた美しく自然豊かな地域にあり、清らかな水や肥沃な大地、澄んだ空気に恵まれています。そこにはさまざまな歴史や文化が生まれ、それらは先人の努力で大切に守られ引き継がれてきました。この地で育まれた黒豆、山の芋、栗、松茸など多くの農産物は、丹波篠山のブランドとして全国に誇れる特産品となっています。

丹波篠山に天から落ちた一滴一滴の雨粒は、豊かな森をつくり、川となって田畑をうるおします。小川にはホタルが飛び交い、メダカが泳ぎ、子どもたちの遊ぶ姿がみられます。やがて、小川は集まり川となって、加古川、武庫川、由良川へと流れ出ます。下流に数百万人もの人々が生活する三つの河川、その「源流のまち丹波篠山」に住む私たちは、環境の大切さを認識し日々の営みを続けていかなければなりません。

近年、経済成長などに伴う社会環境の変化により、地球規模では温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など深刻な環境問題が起きています。また、丹波篠山市においては、森と里山の再生、ゴミの減量とリサイクル、生活環境の改善、環境意識の向上などさまざまな課題を抱えています。

私たちはこの丹波篠山で、命を育む豊かな森、清らかな水、澄んだ空気を大切に守り、身近な環境課題を克服するなど環境の保全に真摯に取り組むとともに、丹波篠山にふさわしい優れた環境を創造し、それを確実に次世代に引き継いでいくため、この条例を定めます。

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を策定することによ

り、市民が現在及び将来世代にわたり、健康で文化的な生活を営むことのできる快適な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障のあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 豊かな森や里山、清らかな水、澄んだ空気に抱かれた丹波篠山の自然環境を大切に守り、次世代に引き継ぐこと。
- (2) 市民一人ひとりが環境を守ることの大切さを学び、より良き環境を創造する意識を向上させ、丹波篠山から地球規模の環境保全につなげていくこと。
- (3) 里山、水辺、田園などが一体となった丹波篠山の優れた農業環境を守り、自然環境にも配慮した丹波篠山にふさわしい農業を推進していくこと。
- (4) すべての市民が環境への負荷を低減する努力を続け、誰もが住みよい、住みたいまち丹波篠山にすること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、すべての施策を実施するに当たって、この条例により、市民の快適な環境が確保されるよう努めるものとする。
- 3 市は、市民の自主的な活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るとともに、生活上の公害発生を防止するなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、公害を発生させないため、

自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

## 第 2 章 基本方針

(豊かな自然環境の保全)

第 7 条 市、市民及び事業者は、豊かな自然環境を保全するとともに、適切な生物多様性の保持に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 8 条 市は、市民及び事業者が学校、家庭及び地域において、環境への理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動を推進できるよう、環境に関する教育及び学習の推進、情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した農業の推進)

第 9 条 市、市民及び事業者は、環境保全型農業を推進し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産活動に努めるものとする。

(地球温暖化防止対策)

第 10 条 市、市民及び事業者は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する活動を促進するため、必要な情報の提供をするよう努めるものとする。

(環境状況の報告)

第 11 条 市長は、市の環境の現状及び施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表するとともに、環境審議会の意見を聴くものとする。

(必要な措置)

第 12 条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、市長に対し、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(調査研究等の充実)

第 13 条 市、市民及び事業者は、環境の保全と創造に関する施策を適正かつ効果的に推進するため、必要な調査研究を行い、その成果の普及啓発に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 14 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

### 第 3 章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第 15 条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、丹波篠山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第 16 条 市長は、環境の保全と創造に影響を及ぼすことが予測される施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるよう十分配慮するとともに、環境基本計画との整合性を図るよう調整するものとする。

### 第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 17 条 市は、環境の保全と創造に関する事項を調査審議するため、丹波篠山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関し必要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募市民
- (3) その他市長が必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(篠山市環境保全条例の一部改正)

- 2 篠山市環境保全条例(平成11年篠山市条例第141号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成31年2月27日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。  
(調整規定)
- 2 各条に規定する条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成30年篠山市条例第36号)によって改正されるものとする。

附 則(令和元年5月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年2月2日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

○丹波篠山市環境審議会規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 10 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丹波篠山市環境基本条例（平成 22 年篠山市条例第 9 号）第 17 条の規定に基づき、丹波篠山市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会は、会長が指名する者で組織する。

3 部会に部会長、小委員会に委員長を置き、部会又は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 前 3 項に定めるもののほか、部会又は小委員会の運営に関し必要な事項は、部会長又は委員長が、会長の同意を得て別に定める。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境みらい部で行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 20 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日規則第 8 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。